

# 円山公園第一駐車場除排雪業務仕様書

## 1 目的

本業務は、円山公園第一駐車場の除排雪を行うものである。

## 2 業務概要

- (1) 円山公園第一駐車場の除排雪を実施する。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態や天候による作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当っては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

## 3 業務実施期間

契約書に示す日から令和4年3月31日まで

## 4 業務対象施設

札幌市円山公園第一駐車場（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

## 5 業務内容

受託者は下記のとおり、札幌市円山公園第一駐車場（以下、「駐車場」という。）の除排雪を時間単価で行うものとする。

- (1) 作業箇所（別添1のとおり）

円山公園第一駐車場屋上階（4,280 m<sup>2</sup>）

なお、身障者用駐車スペースから駐車場出口までは、本業務の対象外とする。

- (2) 作業方法

### ア 除雪作業

- (ア) 作業は、駐車場内の除雪量に応じ、次のうち必要な機材及び人員により行うものとする。なお、機材は受託者が用意すること。

- ・タイヤショベル（1.4～2.0 m<sup>3</sup>クラス・可変プラウ・昼間）
- ・タイヤショベル（1.4～2.0 m<sup>3</sup>クラス・スノーバケット・昼間）
- ・小型ロータリー18kw（25PS）
- ・普通作業員

- (イ) 作業回数は期間中に1回（2日間程度）を予定する。
- (ウ) 除雪した雪の集積は、委託者が指定した場所に行うものとする。

#### イ 排雪作業

- (ア) 作業は、構内の排雪量に応じ、次のうち必要な機材及び人員により行うものとする。  
なお、機材は受託者が用意すること。
- ・タイヤショベル (1.4~2.0 m<sup>3</sup> クラス - 可変プラウ・昼間)
  - ・タイヤショベル (1.4~2.0 m<sup>3</sup> クラス - スノーバケット・昼間)
  - ・バックホウ (1.00 (0.70) m<sup>3</sup> クラス・昼間)
  - ・ダンプトラック (10t クラス・昼間)
  - ・普通トラック (4t クラス・昼間)
  - ・普通作業員 (昼間)

(イ) 作業回数は期間中に1回 (3日間程度) を予定する。

(ウ) 5 (2) アの除雪作業のうち、集積した雪を委託者指定の雪堆積場に運搬及び排雪すること。なお、排雪先は盤渓地区雪堆積場 (中央区盤渓 264 番地) となる予定である。

#### ウ 共通項目

- (ア) 使用する機械には、タコグラフチャート等、使用時間を証明する書類を作成できる機材を取り付けること。
- (イ) 作業日程は3月中旬から下旬を予定するが、駐車場内の積雪量を考慮し、委託者・受託者間で調整のうえ決定する。
- (ウ) 作業の際は、消火栓及びその周辺の車止め、並びに地階出入口のタイル舗装部分等の設置物 (別添2のとおり) に十分注意すること。
- (エ) 作業は、原則として午前9時~午後5時に実施するものとするが、委託者が認めた場合は、この時間以外も行うものとする。なお、作業内容について事前に委託者の了承を得ること。
- (3) 想定される除雪面積及び運搬排雪量は下記のとおり。
- ・除雪面積 4,280 m<sup>2</sup>
  - ・運搬排雪 5,136 m<sup>3</sup> (積雪 1.2mを想定)
- (4) その他、疑義が生じた場合は業務主任と協議すること。

## 6 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できるようにすること。
- (2) 円山動物園の敷地内はすべて全面禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。  
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲
- ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

(6) 安全の確保について

作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7) 作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の入院・出産等により一時的に作業を中断することもある。

(8) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ったうえで行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

作業日が数日に渡る場合には、その日の業務終了後に作業進捗、次回の作業予定を業務主任に報告すること。

(11) 感染症対策

新型コロナウイルス等に対しての各種感染症予防対策を徹底すること。

## 7 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

## 8 提出書類

(1) 着手時

受託者は、契約後速やかに下記の書類（割印付または袋とじ）提出すること

- ア 業務着手届
- イ 作業工程表

(2) 完了時

- ア 完了届
- イ 業務写真帳
- ウ 使用時間報告書（様式1）
- エ タコグラフチャート等、作業に当たり使用した機械の使用時間を証明する書類

## 9 業務価格及び支払い

### (1) 業務価格

各使用機材の使用及び人員の1時間当たり又は10分間当たりの単価契約とする。

### (2) 単価決定方法

タイヤショベル (1.4~2.0 m<sup>3</sup>可変プラウ・昼間) 1時間当たりの単価 (経費込・税抜) を入札額とし、他の項目 (下記2から7) については、その入札額を基準として、それぞれの項目にある比率を乗じたもの (1円未満の端数切捨) を1時間当たりの単価とする。また、決定した1時間当たりの単価を6で除したもの (1円未満の端数切捨) を10分間当たりの単価とする。

|   | 項目 (昼間)  | 1時間当たりの単価<br>(経費込・税抜) | 10分間当たりの単価<br>(経費込・税抜) | 比率      |
|---|--|-----------------------|------------------------|---------|
| 1 | タイヤショベル<br>(1.4~2.0 m <sup>3</sup> 可変プラウ)            | 入札額 (A)               | (A) /6                 | 1.000 ① |
| 2 | タイヤショベル<br>(1.4~2.0 m <sup>3</sup> スノーバケット)          | (A) ×②                | ((A) ×②) /6            | 0.739 ② |
| 3 | 小型ロータリー<br>(18kw (25PS))<br>(ハンド運搬用クレーン付トラック 2t と合算) | (A) ×③                | ((A) ×③) /6            | 1.296 ③ |
| 4 | バックホウ<br>(1.00 (0.70) m <sup>3</sup> )               | (A) ×④                | ((A) ×④) /6            | 0.757 ④ |
| 5 | ダンプトラック (10t)<br>(側版、防音装置と合算)                        | (A) ×⑤                | ((A) ×⑤) /6            | 0.633 ⑤ |
| 6 | 普通トラック (4t)  | (A) ×⑥                | ((A) ×⑥) /6            | 0.362 ⑥ |
| 7 | 普通作業員  | (A) ×⑦                | ((A) ×⑦) /6            | 0.152 ⑦ |

### (3) 支払方法

- ア 使用時間報告書により使用機材及び作業員 (各項目) の全作業日数における各々の合計使用時間を集計する。
- イ 上記アで求めた各々の合計使用時間について、時間については、1時間当たりの単価を乗じて得た金額、分については、分を10で除し得られた整数に10分間当たりの単価を乗じて得た金額を合算し、各項目の支払金額を求める。
- ウ 上記イで求めた各項目の支払金額を合算する。
- エ 上記ウの金額に、消費税及び地方消費税の額として、当該金額の10%を加算した金額 (円未満端数は切り捨て) を合計の支払金額とする。

## 10 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理す

ること。また、技術的に必要と思わることはすべてを行うこと。